県営住宅集会所を活用した子供の居場所づくり運営団体募集要項

　　 埼玉県では、県営住宅の集会所を活用して、県営住宅に入居している子供を含む地域の子供たちが安心して過ごせる場を提供する、子供の居場所づくりの運営を行う団体（以下「運営団体」という。）を募集しています。

１　概要

　子供の居場所づくりのために、その活動場所として県営住宅の集会所を利用できます。

　　集会所を使用する日時や頻度、利用方法などの詳細については、集会所を管理する自治会（以下、「自治会」）と協議して決めていただきます。

２　募集地域及び募集団体数

（１）募集地域

　　　県営住宅がある県内市町村　（実施可能な場所については、実施場所の例を参考にし

　　　てください。）

（２）募集団体数

　　　５カ所程度（５団体程度）

※応募書に、希望する地域（市町村名）、県営住宅名をご記入ください。

※応募のあった地域の県営住宅の自治会に、応募順に諮りますので、実施の使用の可否の決定までには一定期間お待ちいただくことになります。

※条件が折り合わない場合は地域の変更や事業開始の延期が可能ですが、希望に応じた活動場所の提供を確約するものではありません。

３　募集期間

　　令和５年４月３日（月）から

４　運営期間

　　1年間（延長を認める）

５　運営に際しての留意事項

（１）子供の居場所づくりとして、子供を対象とした学習支援や遊び場の提供を無償で行う目的で集会所を使用する場合に限ります。

（２）事業開始時に、募集案内を県営住宅の入居者に対して行ってください。募集案内の方法は、県営住宅自治会と協議してください。

（３）運営経費はすべて運営団体負担となります。

（４）集会所の使用料は無料ですが、使用に伴う光熱水費等の費用は、運営団体の負担となります。

（５）使用に際しては、埼玉県県営住宅集会室管理要綱及び自治会のルールに基づき利用してください。

（６）県営住宅入居者からボランティアを募る場合は、自治会と協議してください。

（７）特定の政治的活動や宗教活動を行う団体や反社会的勢力（暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれに準ずる者又はその構成員）に該当する場合は応募できません。

（８）法令その他公序良俗に反する活動を行っている場合は応募できません。

（９）運営に際しては、損害賠償保険への加入、感染症対策の実施、個人情報保護、事故対応を措置するなど、緊急時や事故発生時の体制を整え、安全で適切な運営に努めてください。

（10）実施状況等に関し、埼玉県及び埼玉県住宅供給公社から問い合わせや照会があった場合には、協力してください。

６　県営住宅集会所の概要（集会所により異なります）。

|  |  |
| --- | --- |
| 床面積 | 50㎡～100㎡程度 |
| 主な設備例 | 玄関、ホール、トイレ、手洗い場、エアコン |
| 主な備品例 | 机（折り畳み式）、いす（折り畳みパイプ式） |

　　※　冷蔵・冷凍・厨房設備は基本的にありません。

７　提出書類・提出先

（１）提出書類　・応募書【様式】

　　　　　　　　・運営計画書

　　　　　　　　・添付書類（会則（定款）、役員名簿、

　　　　　　　　　　　　　　　団体の概要資料（パンフレット、チラシなど））

（２）提出先　　　埼玉県都市整備部住宅課　県営住宅管理担当（子供の居場所）

　　　電子メール　　a5550-03@pref.saitama.lg.jp

　　　ＦＡＸ　　　　０４８－８３０－４８８８

　　　郵送・持参　　〒330-9301　埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目１５番１号

　　　問い合わせ　（電話）０４８－８３０－５５６４

８　応募から実施まで

（１） 「県営住宅集会所における子供の居場所づくりに係る基本事項」を熟知の上、応募してください。

（２） 応募のあった地域の県営住宅の自治会と県が、集会所の活用について協議します。

　　（所要期間は、１～２か月程度をお見込みください。また、年度末や年度当初は自治会役員の異動があるため、さらに時間を要する場合があります。）

（３）自治会と県とのの協議が整った後、改めて、応募者と自治会で集会所の利用方法や運営開始時期、開催頻度、光熱水費の負担などの詳細を協議していただきます。協議が成立した場合に運営が開始できます。

（４）諸条件が折り合わない場合は、運営できません。

（５）運営開始時には以下の書類を提出してください。

　・ 県営住宅集会所における子供の居場所づくりに係る基本事項（承諾したもの）

　・ 運営開始届

　・ 損害賠償保険の加入証（写し）

（６）運営開始後は、埼玉県からの求めに応じて運営報告書を提出して頂きます。

（７）上述のとおり、原則として運営にかかる経費は運営団体負担ですが、初期経費については補助制度の対象となる場合があります。（上限2万円）